

**改正**

平成20年3月31日規則第13号

平成25年10月1日横書き施行

平成28年3月15日規則第15号

令和元年8月2日規則第9号

佐倉市市民協働の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、佐倉市市民協働の推進に関する条例（平成18年佐倉市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属機関等の構成員となる公募の市民)

**第2条** 条例第8条第1号の附属機関等の構成員となる公募による市民は、その定数の10分の3以上となるよう努めなければならない。

(市民意見公募手続に係る案等の公表)

**第3条** 市長は、条例第8条第2号の規定による市民からの意見（情報を含む。）の公募（以下「市民意見公募手続」という。）を行おうとするときは、当該市民意見公募手続の対象となる施策等について最終的な意思決定をする前の適切な時期に、相当の期間を設けて、当該施策等の案を公表するものとする。

2 市長は、施策等の案を公表するときは、次に掲げる事項を併せて公表するものとする。

- (1) 立案の趣旨、目的及び背景
- (2) 施策等の案の概要
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 当該施策等の案及び前項に規定する事項の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) インターネットを利用した閲覧
- (2) 佐倉市公告式条例（昭和34年佐倉市条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (3) 市長が指定した場所における閲覧又は配布
- (4) その他市長が適当と認める方法

4 市長は、市民意見公募手続の実施について周知するよう努めるものとする。

(意見の提出方法)

**第4条** 市長は、市民意見公募手続の実施に当たり、次に掲げる方法により市民からの意見の提出を受けるものとする。

- (1) 市長が指定した場所への書面の提出
- (2) 郵便による送付
- (3) ファクシミリによる送信
- (4) 電子メールによる送信

2 市長は、意見の提出を受ける期間を施策等の案の内容を考慮した上で定めるものとする。この場合において、当該施策等の案の公表の日から起算して15日以上を設けなければならない。

3 市長は、意見提出を受ける期間について、15日以上を設けることができないやむをえない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、15日を下回る期間を定めることができる。この場合においては、当該施策等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

4 市長は、市民意見公募手続に際して、意見の提出をしようとするものの住所及び氏名（市民団体又は法人にあっては、所在地、団体名及び代表者）の記載を求めるものとする。

（市民意見公募手続の結果の公表）

**第5条** 条例第9条第2項の規定により行う市民意見公募手続の結果の公表は、施策等を策定したとき（条例の制定又は改廃については、当該制定又は改廃に関する条例に係る案を策定したとき）次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 施策等の案の名称
- (2) 施策等の案の公表の日
- (3) 施策等の案についての意見（以下「提出意見」という。）（意見がなかった場合にあっては、その旨）
- (4) 提出意見に対する考え方

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該施策等の案を担当する部署における備付けその他の適当な方法により当該提出意見を公にしなければならない。

3 市長は、前2項の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。

4 市長は、市民意見公募手続を実施したにもかかわらず施策等を実施しないこととした場合には、

その旨（別の施策等の案として改めて市民意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表するものとする。

5 第3条第3項の規定は、第1項及び前項の公表について準用する。

（市民意見公募手続以外の政策形成過程参加手続の取扱い）

**第6条** 条例第8条第1号及び第3号から第5号までに規定する方法による政策形成過程参加手続（条例第7条第1項に規定するものをいう。）の実施については、当該政策形成過程参加手続の種類及び内容に応じ、その実施の際に市長が定めるものとする。

（地域まちづくり事業実施団体の活動地域）

**第7条** 条例第10条第2号に規定する活動地域は、災害発生時等に条例第10条に定める地域まちづくり事業実施団体（以下「地域まちづくり事業実施団体」という。）の構成員の間で必要な支援が行える範囲とするものとする。

（地域まちづくり事業実施団体の認証要件）

**第8条** 条例第10条第7号の規則で定める要件とは、次のとおりとする。

- （1） 地域まちづくり事業実施団体を隣接する2以上の同条第1号の自治会（以下「自治会」という。）で構成していること。
- （2） 条例第10条第3号に定めるもののほか、その活動が特定のものの利害を図り、又はこれに類することを目的とするものでないこと。
- （3） 具体的かつ継続的な活動の計画が策定されていること。
- （4） 代表者の選定の方法が定められていること。
- （5） 意思決定の方法が定められていること。
- （6） 自治会は、他の地域まちづくり事業実施団体の構成員となっていないこと。

（地域まちづくり事業実施団体の認証手続）

**第9条** 条例第11条第1項の規定により地域まちづくり事業実施団体の認証を受けようとする団体は、地域まちづくり事業実施団体認証申請書（別記様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対する認証の可否について、地域まちづくり事業実施団体認証可否決定通知書（別記様式第2号）により当該申請を行った団体に通知するものとする。

3 市長は、条例第11条第2項の規定により地域まちづくり事業実施団体の認証を取り消したときは、地域まちづくり事業実施団体認証取消決定通知書（別記様式第3号）により当該地域まちづくり事業実施団体に通知するものとする。

4 条例第11条第3項の規定により地域まちづくり事業実施団体の認証に係る申請内容の変更を届け出ようとする地域まちづくり事業実施団体は、地域まちづくり事業実施団体認証事項変更届出書（別記様式第4号）により市長に届け出なければならない。

5 市長は、地域まちづくり事業実施団体を認証したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 名称
- (2) 活動地域
- (3) 認証年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

6 前項の公表は、佐倉市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他の市長が適当と認める方法によって行う。

(地域まちづくり事業に対する支援の内容)

**第10条** 条例第12条第1項に規定する地域まちづくり事業に対する支援は、次のとおりとする。

- (1) 助成金の交付
- (2) 専門家等の技術的な支援

2 前項の助成金の額及び助成率並びに専門家等の技術的な支援の内容は、予算の範囲内で市長が別に定めるものとする。

(地域まちづくり事業に対する支援の申請)

**第11条** 条例第12条第2項の規定により地域まちづくり事業の支援を受けようとする地域まちづくり事業実施団体は、地域まちづくり事業支援申請書（別記様式第5号）により市長に申請しなければならない。

(地域まちづくり事業実施団体からの報告)

**第12条** 市長は、地域まちづくり事業実施団体に対し、その運営及び地域まちづくり事業の実施の内容及び状況に関し定期に又は必要に応じて報告を求めることができる。

(市民協働事業に対する支援の内容)

**第13条** 条例第13条第1項に規定する市民協働事業に対する支援は、次のとおりとする。

- (1) 助成金の交付
- (2) 専門家等の技術的な支援

2 前項の助成金の額及び助成率並びに専門家等の技術的な支援の内容は、予算の範囲内で市長が別に定めるものとする。

(市民公益活動団体の要件)

**第14条** 条例第13条第1項第4号の規則で定める要件とは、第8条第2号から第5号までに規定するものその他市長が必要と認める事項とする。

(市民公益活動団体の登録)

**第15条** 条例第14条第2項の規定により準用される条例第11条第1項の規定により市民公益活動団体の登録を受けようとする団体は、市民公益活動団体登録申請書(別記様式第6号)により市長に申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請に対する登録の可否について、市民公益活動団体登録可否決定通知書(別記様式第7号)により当該申請を行った団体に通知するものとする。

3 市長は、条例第14条第2項の規定により準用される条例第11条第2項の規定により市民公益活動団体の登録を取り消したときは、市民公益活動団体登録取消決定通知書(別記様式第8号)により当該市民公益活動団体に通知するものとする。

4 条例第14条第2項の規定により準用される条例第11条第3項の規定により市民公益活動団体の登録に係る申請内容の変更を届け出ようとする市民公益活動団体は、市民公益活動団体登録事項変更届出書(別記様式第9号)により市長に届け出なければならない。

5 市民公益活動団体の登録の有効期間は、登録の日からその日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

6 市民公益活動団体の登録は、市民公益活動団体名簿への記載によって行う。

(市民協働事業に対する支援の申請)

**第16条** 条例第15条の規定により市民協働事業の支援を受けようとする市民公益活動団体は、市民協働事業支援申請書(別記様式第10号)により市長に申請しなければならない。

(市民公益活動団体からの報告)

**第17条** 市長は、市民公益活動団体に対し、その運営及び市民協働事業の実施の内容及び状況に関し定期的に又は必要に応じて報告を求めることができる。

(佐倉市市民協働推進委員会の組織等)

**第18条** 条例第16条に規定する佐倉市市民協働推進委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務

を代理する。

- 5 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 6 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 7 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 委員会の庶務は、市民部自治人権推進課において処理する。

（補則）

**第19条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月31日規則第13号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月15日規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（令和元年8月2日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条から第13条までの改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第9条関係）

地域まちづくり事業実施団体認証申請書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

団 体 名

代表者住所

代表者役職・氏名

㊟

連絡先 役職・氏名

電 話

佐倉市市民協働の推進に関する条例第11条第1項の規定により、下記のとおり地域まちづくり事業実施団体の認証を申請します。

記

- 1 団体の名称
- 2 団体の事務所所在地
- 3 団体の活動地域
- 4 団体の活動内容

備考 次の書類を添付すること。

- 1 役員名簿
- 2 規約
- 3 構成員名簿
- 4 組織構成図
- 5 活動地域図
- 6 設立時の議事録の写し
- 7 運営資金収支予算書

地域まちづくり事業実施団体認証可否決定通知書

第 号  
年 月 日

様

佐倉市長

印

年 月 日付けの認証の申請について下記のとおり決定したので、佐倉市市民協働の推進に関する条例施行規則第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 決定内容  
認証 ・ 不認証
- 2 不認証であったときの理由

※ この処分不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して）6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。



地域まちづくり事業実施団体認証取消決定通知書

第 号  
年 月 日

様

佐倉市長



佐倉市市民協働の推進に関する条例第11条第2項の規定により、下記のとおり地域まちづくり事業実施団体の認証を取り消しましたので通知します。

記

- 1 認証年月日等 ( 年 月 日 付 第 号 )
- 2 団体名
- 3 認証取消しの理由

※ この処分不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して）6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

(宛先) 佐倉市長

団 体 名

代表者住所

代表者役職・氏名

㊞

連絡先 役職・氏名

電 話

地域まちづくり事業実施団体について下記のとおり変更しましたので、佐倉市市民協働の推進に関する条例第11条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 認証年月日等 ( 年 月 日 ( 年 月 日付け 第 号) )
- 2 団体名
- 3 変更内容

変更した事項	変更前	変更後
団体名		
団体の事務所所在地		
団体の代表者役職・氏名		
団体の規約		
団体の活動地域		
団体の構成員		
団体の組織の構成		
その他		

備考

- 1 総会資料等の変更を証する書類を添付すること。
- 2 変更内容は、変更した事項だけを記載すること。

地域まちづくり事業支援申請書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

団 体 名

代表者住所

代表者役職・氏名

㊟

連絡先 役職・氏名

電 話

佐倉市市民協働の推進に関する条例第12条第2項の規定により、下記のとおり地域まちづくり事業の支援を申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業の効果
- 4 事業の概要
- 5 事業の期間
- 6 希望する支援の内容
  - (1) 助成金の交付 円
  - (2) 専門家等の技術的な支援
    - ① 派遣を必要とする専門家等の内容
    - ② 技術的な支援の内容
    - ③ 必要な時期、回数等
    - ④ 派遣場所
- 7 事業費 円

備考 次の書類を添付すること。

- 1 支援理由書
- 2 事業計画書
- 3 収支予算書



市民公益活動団体登録可否決定通知書

第 号  
年 月 日

様

佐倉市長

印

年 月 日付けの登録の申請について下記のとおり決定したので、佐倉市市民協働の推進に関する条例施行規則第15条第2項の規定により通知します。

記

- 1 決定内容  
登録 ・ 不登録
- 2 不登録であったときの理由

※ この処分不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して）6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

市民公益活動団体登録取消決定通知書

第 号  
年 月 日

様

佐倉市長

印

佐倉市市民協働の推進に関する条例第14条第2項の規定により準用される同条例第11条第2項の規定により、下記のとおり市民公益活動団体の登録を取り消しましたので通知します。

記

- 1 登録年月日等 ( 年 月 日 付 第 号 )
- 2 団体名
- 3 登録取消しの理由

※ この処分不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して）6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。



市民協働事業支援申請書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

団 体 名

代表者住所

代表者役職・氏名

㊟

連絡先 役職・氏名

電 話

佐倉市市民協働の推進に関する条例第15条第1項の規定により、下記のとおり市民協働事業の支援を申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業の効果
- 4 事業の概要
- 5 事業の期間
- 6 希望する支援の内容
  - (1) 助成金の交付 円
  - (2) 専門家等の技術的な支援
    - ① 派遣を必要とする専門家等の内容
    - ② 技術的な支援の内容
    - ③ 必要な時期、回数等
    - ④ 派遣場所
- 7 事業費 円

備考 次の書類を添付すること。

- 1 支援理由書
- 2 事業計画書
- 3 収支予算書